

総務政策委員会会議録

招 集

令和2年11月6日（金）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）奥 岩 浩 基 （副委員長）又 野 史 朗
安 達 卓 是 稲 田 清 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
西 川 章 三 安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

〔総務管財課長〕瀬尻課長

〔調査課〕塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

【総合政策部】八幡部長

【淀江振興本部】橋井本部長兼淀江支所長

〔淀江振興課〕山浦課長 山中主任

【福祉保健部】景山部長

〔福祉課〕橋尾課長

〔長寿社会課〕塚田課長

【こども未来局】湯澤局長

〔こども相談課〕松浦課長

〔子育て支援課〕池口課長

【都市整備部】

〔建設企画課〕伊達課長

〔住宅政策課〕池口課長

【教育委員会】

〔教育総務課〕松田教育委員会事務局長兼課長 後藤課長補佐兼教育企画室長

出席した事務局職員

土井次長 先灘調整官 佐藤議事調査担当係長

傍 聴 者

石橋議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員 門脇議員 矢田貝議員

報道関係者 2人 一般 0人

報告案件

- ・ 税料外未収債権の消滅時効の完成（期間の経過）状況に係る総点検の結果について
〔総務部〕
- ・ 指定管理者候補者の選定結果について（淀江振興課）〔総合政策部〕

~~~~~

## 午後 1 時 0 0 分 開会

○**奥岩委員長** ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、執行部から 2 件の報告を受けたいと思います。

初めに、税料外未収債権の消滅時効の完成（期間の経過）状況に係る総点検の結果について、当局からの説明を求めます。

塚田調査課長。

○**塚田調査課長** そういたしますと、税料外未収債権の消滅時効の完成（期間の経過）としてあります。状況に係る総点検の結果について報告をさせていただきます。

この総点検につきましては、本年 9 月 4 日に発生いたしました生活保護費返還金に関する督促手続の誤りを踏まえまして、再発防止への対応として実施いたしました本市の債権の総点検の状況について報告をいたすものでございます。

1 点目に、点検の対象とした債権でございます。これは本市が有する全ての債権を対象に実施いたしました。ただし、次に掲げる債権、税料としておりますが、これらについては、私どもの行革推進本部において、それぞれ徴収率とともに不納欠損の状況等を把握し、それぞれ毎年度決算関係資料として御報告をさせていただいていることから除外したものでございます。

2 点目に、点検の結果でございます。公債権といわれる公の債権でございますが、消滅時効が完成している公債権の種類及びその金額でございますが、合計で 4 2 0 件、金額といたしまして 3, 7 1 8 万 3, 3 1 9 円でございます。詳細については、資料の別紙 1 を御参照いただきたいと思います。この件数金額でございますが、9 月 1 8 日付で既に報告をしております生活保護費返還金に関する督促手続の誤りについてにおける件数及び金額を含むものでございまして、その金額については約 1, 6 0 0 万を既に報告をさせていただいているところでございます。消滅時効の期間を経過している市債権の種類及びその金額でございます。合計で 7 6 3 件、金額にいたしまして 5 5 5 万 8 2 0 円、詳細については別紙 2 のとおりでございます。これらの債権でございますが、消滅時効の完成までに債権確保に取り組んだものでございますが、残念ながら債権の確保に至らずその後の不納欠損処分等の整理が適切に行われていなかったというような状況のものでございます。

次に、点検結果に基づく今後の対応でございます。これらの点検によって消滅時効が完成している債権の処理について記載をしております。1 点目が消滅時効が完成している公債権への対応でございますが、これは消滅時効が完成していることをもって債権が消滅しておりますので、令和 2 年度末をもって不納欠損処分により整理をしたいというふうに考えております。2 番目の消滅時効期間が経過している私債権への対応でございますが、この消滅時効が経過していても徴収可能な場合もあることから、早急に債務者、これは本人が死亡又は所在が不明の場合には相続人その他の親族、以下省略いたしますが、これらに対して納付意思の確認を行うものとしております。また、債権者の死亡等により納付意思が確認できない場合には、地方自治法施行令及び米子市債権管理条例に定めるところによりまして債権放棄の手続を行うことで不納欠損処分を進めたいとこのように考えております。

最後になります。4 点目に、今後の債権管理に関する体制整備でございます。このよう

な状況を踏まえまして、今後の市の債権の管理についてですが、債権管理の適正化に向けまして全庁的な債権管理に係る体制の見直しを図りたいとこのように考えております。また、特に強制徴収ができない債権などについては、事務担当者のその事務への未習熟のような点も見受けられますので、まずは債権管理の実務を分かりやすく解説した手引を作成するとともに、あわせて実務研修等を強化・充実することによりまして、再発の防止を図ってまいりたいというふうに思っております。

1点だけ資料の訂正をお願いいたします。別紙2でございます。表中の上から2番目の高齢者住宅整備資金の欄でございますが、ここの当該債権の説明の欄の仮受者という文字の仮という字が間違っておりますので、これは拝借の借、借りるという字に訂正をお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 普段慣れないといえますか、見慣れない事業の内容もあったりして、聞いてみますと、以前に事業をしていたんだけど今はその事業は実施されていない事業もあるようでして、過去のことの事業を振り返ってということもあるかもしれませんが、少し教えていただきたいところがあります。といいますのがちょうど今、訂正を言われたんですけども、別紙2の高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の事業についてですけれども、この事業は現在は実施されていないと聞いたんですが、それはどうですか。

**○奥岩委員長** 塚田長寿社会課長。

**○塚田長寿社会課長** 高齢者住宅の整備資金貸付事業につきましては、市内に住所を有する60歳以上の者の専用居室や使用する風呂、便所等の改築ですとか、増築をしようとする者に対して貸付けを行っております。貸付けにつきましては平成17年度末に終了しております。その後、高齢者住宅の整備資金貸付事業特別会計で事業を行っていましたが、22年度をもって廃止をしております。現在は一般会計の歳入として取り扱っているところでございます。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** 分かりました。今は貸付金を返還金として取り込んでいく。その収入を一般会計に上げているということなんです。当時この事業は実施されてきた。思えば、自分もちよっとそのことで家族と相談したことがあるのかなと思ったことがあるんですが、要は建物を改修なり、新しくトイレとか、60歳以上の方に使いやすい建て方、建物にしていくというための貸付金というふうに聞いたんですが、実際今もうそれを使って生活を営んでおられると思うんですが、どうしてこのようなことが起きたかということを少し詳しく説明を求めたいと思うんですがよろしくお願いします。

**○奥岩委員長** 塚田長寿社会課長。

**○塚田長寿社会課長** 貸付け対象者は、高齢者と同居する者ということで貸付けをいたしております。当時市と借受人と連帯保証人2名をつけまして契約を結んでいたところでございますが、返済につきましては、10年以内で元利均等の半年で年に2回ずつ返済をしていただいていたところですが、返済が難しい方につきましては、分割で納付いただいていたところでございますが、生活の困窮等により分割の納付も滞ってしまってい

るところでございます。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** 少し細かいんで申し訳ないんですが、いわゆる貸し付けたものを取り返すために市は担当者を置いて、いただくお金が毎年あるわけですけども、それがどうしてこのようなことになるのか。今の説明では少し過去のこともあって分かりづらいところがありますが、やはり担当者もそうですし、所属の長の方もおられるわけですが、何年かで担当者は人事異動で変わるかもしれませんが、引継ぎの第一番になるべき事業の一つかなと思うんです。どうしても公的な窓口を使って住宅を建てたんでしょけれども、さっきも言いましたように住んでおられるわけですし、その建物を利用して生活を営んでおられる方がどうして返還金ができなくなるのかがよく分かりません。今ここを振り返れば随分前の話なんで、その引継ぎであったりが十分に行い切ったのかという検証をぜひやっていただきながら、先ほど塚田課長が説明されましたが、今後のありようについてももう少し研修なりをしっかりとされて対応を進めていただければと思います。何回も言いますが、なかなか今ではそういう事業はない事業なんで、住んでおられる方は居心地が悪くなるんじゃないかなと思ったりしますので、ぜひ研修等を重ねてやっていただいて、返還金の完済にというふうに思ったりしますので、よろしくお願いします。

次に項目を変えますが、別紙1の生活保護のことなんですが、いわゆる区分で当該債権の説明の欄にあります。督促状の発送と未発送という分け方で、上段、下段に分けてありますが、この分け方はどうしてこのような区分になったのか。未発送という状況が現れたのを説明していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○**奥岩委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** この督促状発送、未発送の区分でございますが、先ほど申し上げましたが、既にせんだって誤りがあったって1,600万余りの誤発送があったということをお知らせしましたが、そのときに督促状を発送したものと発送していないものという区分でございます。既に御報告申し上げた1,600万と区分をするために設けている欄でございます。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** この欄に発送、未発送の前に63条括弧書きで次78条ですね。これは生活保護法だと思っただけの書き込みだろうと思ったんですが、最後の3つ目の欄で過払いというのは、これは制度上で起きた支払いかな。例えば収入認定をされて来月の収入はこれこれこうですよでしょうね。月初めの2日か3日に生活保護費が支給されますね。収入見込みを立てられたけれども実際はそうじゃなかったとかが表れたものかな。このところをもう少し説明をいただけませんか。

○**奥岩委員長** 橋尾福祉課長。

○**橋尾福祉課長** 過払いのほうにつきましては、安達委員おっしゃるとおり、生活保護費のほうは当月の収支の予測をさせていただいて、その方の申し出等によりまして収入のほうの見込みを立てる。あるいは、中には入院をされる、施設に入られる、そういったところでの基準額が変わる方もおられます。そこが見込みと変わってきた場合には、保護費のほうを払いすぎてしまった。結果として払いすぎてしまったという場合には、返還の対象になるというものでございます。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** 生活困窮者なんで、状態が在宅でおられる方、今言われたように、入院をやむなくしなきゃいけなくなったら認定内容が変わってくるのでということですよ。ただ過払いというところは、ケースワーカーさん大変ですけども、そこは非常に積算をされてのことだと思って、毎日の作業の中でそこが出てくると思うんですが、認定内容が変わりましたよというのを相手の当事者にしっかり伝えて、当事者にしっかり伝えてやっていく方向の中に、もう一つ細かく言うと、こういう含んだ額を支払いますから減額しますとか増額しますとしっかり説明されたのかなというのがあって、ちょっと気になったところなんです。額がやっぱり大きいんで、生活困窮者なんだろうという人が非常に圧倒的に多いので、非常に円単位の生活保護費の積算になるかなと思いますので、今後もぜひここはしっかりやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後にしたいと思いますが、教育委員会のほうの別紙2ですけども、損害賠償金で括弧教育総務課の分です。2件、7万余の額ですが、このいわゆる賠償金のことを少し聞きたいんですけども、自分はPTAの役員をした経験がありますけれども、誤って子どもがふざけてガラスを割ったとか、体育館の器具を壊した。休憩時間に一生懸命遊びすぎて器具を壊したりということの賠償金なのかな。このことを少し説明をいただけませんか。

○**奥岩委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** 損害賠償金のことについてでございますが、2件ございまして、お二人の債務者がございまして、それぞれ別件ではございまして、窓ガラスの破損事故でございまして、その折の生徒が窓ガラスに故意に石等をぶつけて割られたという案件でございまして、それぞれ示談書も交しております、その際に賠償金も決定してその額を弁償されてきたという案件でございまして。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** 平成19年から22年、この期間にそれが起きたということですが、その示談書も交しているのに、なかなか賠償金の対応をされなかったということでこの額が残ったというふうに理解するんですが、だとしたら随分前のことがいまだ解決に至っていない理由が何らかあると思うんですけど、やはり不可抗力で起きたことではない。さっき局長が言われたように、意図的にやられたケースかなと思うんですが、だとしたら余計に家族に向かって、先ほど言われた賠償をしっかりと取りつけて返していただくと、公の施設を故意に壊すというのは、学校施設、特にそこはしっかり学校の教育の一丁目一番だと思うんですがどうだったのでしょうか。しっかり対応をされていたのかどうかを少し説明ができたらお願いしたいんですが。

○**奥岩委員長** 松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長兼教育総務課長** この当該2件でございまして、お二方の債務者がいらっしゃるわけですけども、Aさん、Bさんというふうに分けたといたしますと、債務者Aさんにつきましては、当時平成21年の9月に12万5,000の督促状を送付しております。その督促状以外にもいろんな形で接触は試みてきまして、本年におきましても、接触を試みたところ、障がい者年金を受給中であるといったような生活実態も把握しております。そういったところからしても、なかなか納付が難しい状況であったの

かなというところを把握しておるところでございます。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** 総じて細かいことを聞くと大変だと思うんですが、一通り自分が事前に聞いたことは今は質問とかをお聞きすることはないですけども、時効が成立するということになる、皆さん御存じのように担当者は時間との闘いなんですね。税も料も今回はこの分はないですけども、いつも思うのは課税とか保育料とかを納付書を送付した時点で、市民・住民はそれを支払わなければいけないんですけども、担当者はそこは時間との闘いというのが常にあるんだと思っているんですよ。そこがどうして家庭事情も変化したりしていろいろあるんでしょうし、県外に転居されて存在も分からなくなる可能性もありますが、そこを市は情報共有ができる組織だと思っています。ただ今は、以前と違って個人の情報を保護しなければいけないところもありますが、市組織は全体を通して情報が共有できる場所だと思っていますので、そこは対応していただくべきところをしっかりと枠組みとして捉えていただければと思うところです。額を聞いてびっくりする分がたくさんあったので、ぜひここは要望に代えますが、職員研修等をしっかりしていただいて、引き継いだときにこういう額のものがあるという担当者になって、時間との闘いをやっていただければと思います。これは要望に代えます。以上です。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 細かいことは安達委員さんが聞かれましたけども、まず私この報告書に対して違和感を持っております。なぜかといいますと、まず初めにこの事案が発生した要因といますか起因がまず冒頭にあって、そこからの説明だと思いますが、起因は何だったんですか。

**○辻総務部長** 資料のつくりについてのお尋ねをいただきました。つくりの在り方のことにもなっておりますけれども、今回このような御報告をさせていただくことになりましたのが、1枚目の冒頭に書かせていただいておりますけれども、今年9月の4日に発生いたしました生活保護費返還金に関する督促手続の誤りということがございました。本来であれば時効が来ているので、督促状を送ってはいけない方に督促状を送っていたとそういったことが発覚いたしまして、そのことにつきましては、皆様のほうに御報告をさせていただいたところでもありますけれども、これが生活保護費返還金の今回の督促状の問題だけかどうかというあたりを、きちんと点検してみなければ分からないというふうに考えまして、私どものほうで全庁的にこの債権を改めて点検し直したというのが直接的な経過の基になったものがございます。起因するということでおっしゃっている意味でございますけれども、2の括弧3のところ書かせていただいておりますけれども、消滅時効完成までの間には各所管課におきまして、その債権の確保に取り組んだものではございますけれども、例えば公債権であれば、時効が来てしまったらもうこれは不納欠損処分しなければ仕方がないというようなあたりの理解の不十分さ等もありまして、本来であればきちんと事務処理をすべきであったものを不納欠損処分せずに残っていたりしたものがあったということでございます。そういったことが今回のこの点検で出てまいりましたので、これは早急に御報告する必要があるなということで今日の機会を持たせていただいたところでございます。ですので、本来であればその時点時点で不納欠損処分をしていれば、このよ

うなことにはなっていないなかったという意味におきまして、先ほどの起因ということは、一番はそういったことが原因になるのではないかというふうに思っております。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が申し上げているのは、この事案が発生したものについて点検をされた。その結果でこういうことを羅列されておられる。しかしながら、もうその点検の結果において、さきほど部長の説明があったように、要因・起因というのに気づいておられると思う。そのところを初めにまずは冒頭に出してこないと次の対応策にはならないと思うんですよね。起因があってそれに対して対応をどうするかということだと思えますよ。それで私が申し上げたいのは、こういうものが全庁的な共有事項の中でほとんど共有事項の内容が表してあるんですけど、その点検結果の中で事務体制なり、今の人事配置なりそういうふうな観点の中ではどのようなようだったか。その辺のところを十分にこの期間の中で検証されたのかそのことをまず伺っておきたいと思えます。

**○奥岩委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** このことを掌握してからということではないですけども、債権をしっかりと獲得していくといいますか、徴収するということに関しましては、どのようなやり方が一番いいのかというのは、常にこれは大きな問題意識として持っているところでございます。今年度は、監査委員さんからの指摘の中でも、徴収の一元化であったりとかのアドバイスといいますか指摘もあったところでございます。また一方では、ICTの推進によって事務の効率化軽減を図りながら、本来人でないといけないところをしっかりとやっていかななくてはいけないといったことも一つにはこういったことにも関係することであるというふうに思っております。今内部で一つ考えておりますのは、特に税とか国保料のようなものについて、試行的にでも一元化して徴収できる部分がないかなといったようなことを内部で研究しているところでございまして、滞納なされる方というのが結構かぶるところもあるというふうにも聞いておりますので、そういったところで効率化を図っていきたいというふうに思っております。また、これには書かせていただいておりますけれども、人も異動でどんどん変わってまいりますので、先ほど安達委員さんの話にもありましたけど、これが一番の引継ぎ事項じゃないかというあたりの引継ぎのこともありますし、分かりやすく解説した手引書というのを現在作っております、これを早急に仕上げまして全庁的に情報共有して再発の防止を図りたいというふうに思っているところでございます。以上です。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私の意図とすることになかなかならないんですが、不納欠損処理をしましたパターン1、これから不納欠損処理についても市が当事者に求めていく。もう一つが求めていってもどうしてもならないから不納欠損処理をしていくんだというパターンの3つあるんですね。市の求めに応じた方は、求めに応じられなかった方が不納欠損処理したことについての違和感を感じると思うんですよね。その辺のところも対応マニュアルできちっと整備されるかどうかなんですけど、この手引書というのを作られて、皆さん方に共有されるだろうと私は思うんですが、本当に私が申し上げたいのは、なぜこの事案に誰も気づかなかったのかがもう一つ。もっと気づいて全庁的に改めていくというよう

な職務体制にならなかったのかどうなのか、私は疑問点を持っているんです。手引書を作ったとしてもそれがほんとに共有されてそれが実施されるかどうか。先ほど言いましたようにもう一つが一番大変なことは、市の求めに応じられた方はそれでいいでしょう。しかしながら、求めに応じてこられなかったときは不納欠損をしますというような方針なんです。本当に市民間で理解していただけるんでしょうか。そのところも十分に検証されていますか。そこを伺っておきたい。

**○奥岩委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今の戸田委員さんのほうの御指摘でございますけれども、市債権におきましての話であると思います。確認をしたときに、納付の意思があるということをおっしゃった方と、いやもうお金がなくて全然払えないと言われた方では、扱いが異なってくるのではないかと御指摘だと思います。私どもといたしましては、納期限内、あるいは5年以内にまず支払ってくださっている方というのが圧倒的にたくさんいらっしゃいます。そういう方との公平性という観点に立てば、やはり時効が来た方でありましても、お支払いいただける方には払っていただきたいというのがまずやはり基本ではないかなと思います。ただ一方で、さっき御指摘があったようなことについて、情報として持っている方、持っていた方、ということも確かにあろうかと思しますので、そこらあたりはこの手引書の中で少し考えてみたいというふうに思います。以上です。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が違和感を感じますのは、先ほど安達委員さんがおっしゃったように、全庁的にわたってこういう事例が発生したということについて、職員の皆さん方、当局はどのように受け止められておられるかと私は思っておるんです。そういう中で、ほんとにこの事例について、当局は市民に対してどのように説明責任を果たしていくのか。そのようなことを考えておられますか。やはりこういうようなことが都度出てくることあるんですけれども、そういうふうな市民に対しての説明責任、それと今後まだ対応マニュアルを作っておられませんか、こういうようなものを防止するための職員体制なり、その辺のところを十分に構築していくんだということがまだ見えてこない。なぜかこういう事例が全庁的に出てくるというのは、そういうような職員の気質に蔓延化があるんじゃないかと私は心配しておるところなんです。総務部長、その辺はどうなんですか。どのように受け止められておるんですか。

**○奥岩委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 戸田委員さんのおっしゃるとおりであるというふうに思っております。私も今回、福祉課で起きました督促状のことをきっかけといたしまして、これは万が一ほかの部分であるのかもしれないということで点検した結果がこれでありましたので、しっかりとここは全庁的にこの問題を共有し、今後こういったことがないようにしっかりとやっていきたいと、その一言に尽きると思っております。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、市長も副市長も今日はおられませんけれども、市として、市民に対して説明責任をある程度果たしていかなければならないとこういうようなことを私は感じていますので、この辺のところを十分に、市長・副市長と御相談を申し上げてい



ただきたいというふうに思います。終わります。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** 先ほど戸田委員からも違和感があるということで、私も全く同じでございまして、違和感をもってこの資料、別紙1を見させていただいておりました。この生活保護費返還金の説明のちょうど中段ですね、不正な手段により保護を受けた者に対し、という文言があります。これは一般的に言えば、いわゆる行政に対して搾取といいたいまいしょうか、そういったものを働いたものということになります。昨今もコロナ関係の補助金に対して安易な形で、気持ちで支給を受けたというような者が検挙されたりとか、報道にも上っているような時代でございしますが、こういったものも同じく、先ほどの説明によると相続人等に対しても納付意思の確認をしてなければ不納欠損処分をするといったルーティンとして扱われていくということに対して、非常に極めて違和感を強く持っております。これをいわゆる上の段ですね、例えば、ほんとにやむを得ない、資力があるにもかかわらず、例えば、今でいうとコロナで大変だというような方なのかな。窮迫等の場合というのはそういうことなのかな。あと下の段、いわゆる収入が増えたにもかかわらずそれを返していなかったと、こういったものというものと一緒に比べてイコールでこれを取り扱うというのは、極めていかなものかというふうに考えております。これに関する見解を伺います。

**○奥岩委員長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 確かに委員さん言われるとおり、発生の理由によっても確かに対応が異なっていくということは、十分に考えられると思います。米子市では現実問題としておりませんけども、中段の部分、78条についてあまりにもひどいものについては、告訴していくというような対応を取っている市とかもあるというふうには聞いております。これにつきましては、またうちのほうも検討していきたいというふうには考えております。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** 今おっしゃっていただいたように、これは本来ですと、行政であってもいわゆる皆さんの税金でこれを行っている。国からのお金も入っているとはいえ、やはり税金なんですよ。やはりこういった意図してこういう搾取を働く者に対してそういう給付をしてしまった。またその回収についても、優しく返してくださいというようなことの督促をしたんだけどだめでしたというような、そういうことで果たしてほんとに市民の方は納得するのかということですよ。これはしっかりと御自身のお金を貸しているんだというふうな思いに変えていただいて、市民の他人の大きいお金の財布からやっているという、そういう仕事上でやっているんじゃないかと、自分のお金だというふうにしっかりと認識していただいてこの回収については厳しく向かっていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それと確認でございしますが、例えば税料の回収に対しては、税務のエキスパートの方を採用して、その督促業務を特別に別途行っていただくということで、そういう徴収率が上がったというような報告をいただいたことがございます。こういった税料外の今回上がったきたこういったものに対しても、そういった専門の方を雇用して対応する、そういったお気持ちというのはないでしょうか。それとも今の体制のままやっていくのか伺います。

**○奥岩委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今、専門の職員なりそういうような人材を登用してこの指導なりに充てさせるというような御提案でございましたが、私どもとしてもそういうやり方も一つの方法だというふうに考えております。ただし、実は今保険課のほうでは、国税のOBをそういうような格好で指導員として採用して指導していただいて成果を上げているということがありまして、この債権の多くが実は国税のような強制徴収ができない債権でございまして、そういった中では、同じ方に指導をいただくわけにはなりませんけども、あるいは裁判所の職員さんでありますとか、こういう方をお願いをして直接の指導をいただくようなことは可能ではないかというふうに考えております。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** 分かりました。それについてはしっかりと対応できるようにお願いしたいと思います。質問を最後にしたいと思います。この生活保護返還金の下の段、被保護者の収入状況が直ちに反映できることができなかったというお話なんですけれども、例えば他市の例なんか見てみますと、この生活保護の受給者に対して、いわゆる社会復帰といいたいでしょうか、そういった就労支援等を通じて、また元の納税者に戻っていただくというようなことをアウトリーチ型で支援していくという動きが広がっているように私は聞いております。本市においてこういったことというのは、いわゆる収入状況というのを把握していなかったということは、いわゆる保護は出したけども出しっぱなしであって、その方と寄り添うということとはなかったんだなというふうにここから読み取れるんですが、今後これに対しての対策というのはどのように対応を変えていくのか、このままで、今までのままではないと思いますが、その方針を伺います。

**○奥岩委員長** 橋尾福祉課長。

**○橋尾福祉課長** 過払いの部分についてなんですけれども、継続的に保護を受給されている場合につきましては、その後基本的にはほとんどの場合は返還していただけるという状況でございます。これが未納になる、滞納になるというのは、例えば、受けておられる方が亡くなられる。それがちょうど月末ぐらいに亡くなった場合には、もう既に翌月の支払いの手続が終わっていて、その方の口座にどうしても入ってしまうと、ただその方の相続人さん等がなかなかおられない場合には、それを返していただく手段がどうしてもなくなったりとか、というような場合もあります。あとどうしても収入が上がった方で廃止になるような場合、先に保護費が出ているということで、保護費をお返しいただくようお願いするんですけれども、その後、既に居所が不明になったりですとか、そういった場合に返していただけない場合というのは、ほぼ生活保護が廃止になったような方、亡くなった方、という方が中心であるというふうには考えております。ただ収入の上下だとか、その方の生活状況に応じての保護費の基準の上下によっては、当然返していただくものは返していただくというのは徹底していきたいというふうに思います。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** いろいろお聞きしましたけれどもやはり、こういったものについて、回収というものについて疎かったというのを感じております。私自身、銀行におった立場からするとやはり延滞というもの、返さなかったというようなことに対して、1回目の督促と2回目の督促とは温度が違うんです。文書が全く違ってきます。厳しくなります。3回目に

なるとやはり内容証明郵便であったりとか、いわゆるかなりインパクトのある文書に変わってきております。本市がどのようなものを出しておられたのかというのはチェックはしませんけれども、やはり行政の公平性の観点からも納税者の方に納得いただくためにも、こういったことに対しては、しっかりと対応していただきたいということ。それといわゆる返していただく意思がなければ不納欠損処分に至りますというのは、そういったルーチンでお話されると、今後表を見ても対象金額、件数ともに突出して督促未発送の不正な手段により保護を受けたという者が多い、こういったものを誘発しかねないというふうに私は危惧しておりますので、やはり情報の発信についても本市としてはしっかり向かっていくんだということが、付随して市民に伝わるような形で対応していただきたいというふうに願っております。以上です。

**○奥岩委員長** ほかよろしいですか。

それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

**午後 1 時 4 2 分 休憩**

**午後 1 時 4 4 分 再開**

**○奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

次に、指定管理者候補者の選定結果について（淀江振興課）について、当局からの説明を求めます。

山浦淀江振興課長。

**○山浦淀江振興課長** そういたしますと淀江振興課所管、4施設につきまして、11月2日に行われました米子市指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえて、指定管理者候補者を選定いたしましたので報告いたします。なお、指定については、12月定例会に議案を上程させていただきます。

選定結果についてでございますが、米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）については、株式会社白鳳に、米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）については、本宮観光農事組合に、米子市伯耆古代の丘公園・上淀白鳳の丘展示館については、2施設を一体的な管理を行うことによって、展示館に配置される学芸員が中心となり、上淀廃寺跡周辺も含めたエリアのにぎわいづくりにつなげることができると考え、一般財団法人米子市文化財団を指定管理者候補者を選定いたしました。なお、選定方法は、いずれも公募に寄らずそれぞれの法人を選定しております。

経過でございますが、本年5月に当委員会で適用方針について報告を行った後に、本課として指定管理者施設の活用方針を検討し、それに基づいてそれぞれの法人との協議を重ね事業計画書を受理いたしました。10月までに事業計画書等の内容を評定いたしまして、候補者案の決定を行いました。米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）と米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）については10月19日に、米子市伯耆古代の丘公園・上淀白鳳の丘展示館については11月2日に、候補者案を選定委員会に諮問し、審議を経て11月2日に答申をいただいております。

ページを進んでいただきますと、3ページ、4ページに答申書を、5ページから7ページにはそれぞれの指定管理者候補者案の答申の写しをつけております。さらに進んでいた

だきますと、8ページからは諮問の資料を添付しております。この諮問の資料の中にございます指定管理者候補者選定基準・評定票についてですが、この中の選定基準の項目の3の括弧1、管理経費の節減が図られる見込みがあるかという項目を除きまして、現在の運営状況との相対評価で評価しております。なお、米子市淀江温泉施設（淀江ゆめ温泉）と米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の2施設につきましては、現在運営を行っている事業者と同じ事業者であり、また指定管理上の支払いが生じないことから、評定項目の普通の評定を行っています。説明は以上となります。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様から意見を求めます。

よろしいですか。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後1時48分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基